

社会福祉法人宝塚さざんか福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝塚さざんか福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬その他これに付随して支払う手当（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事長及び常勤常務理事（以下「常勤理事長等」という。）については、月額報酬、賞与、通勤手当を支給することとし、退職手当は支給しない。ただし、職員としての退職手当金は、職員給与規程によるものとする。
 - (2) 常勤理事長等以外の役員（以下「非常勤の役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 法人職員が役員等を兼務し、職員給与が支給されている場合においては、当該職員に対しては役員等としての報酬等は支給しない。

(常勤理事長等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事長等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、以下に基づく額とする。
 - ①役員就任前の年度年収額を、賞与率を足した月数で除した額を報酬とする。
 - ②ただし、別表第1に定める範囲内の額を上限とする。
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額
- (4) 職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月24日とする。ただしその日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該月の会議等の出席実態に基づき、翌月24日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任したのものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

社会福祉法人宝塚さざんか福祉会 役員等報酬等規程 別表（案）

別表1（第4条（1）関係 常勤理事長等の報酬）

役職名	報 酬
理事長	月額 600,000円以内
常務理事	月額 600,000円以内

別表2（第4条（2）関係 常勤理事長等の賞与）

	基 準
6月賞与	職員給与規程に準ずる
12月賞与	職員給与規程に準ずる

別表3（第5条（1）関係 非常勤役員等の報酬）

（1）理事長・常務理事

役職名	報 酬
理事長	月額 60,000円
常務理事	月額 30,000円

（2）評議員

	日 額
評議員会への出席	15,000円
他の法人業務のための出勤	10,000円

（3）理 事

	日 額
理事会への出席	15,000円
他の法人業務のための出勤	10,000円

（3）監 事

	日 額
監事監査	30,000円
理事会・評議員会への出席	15,000円
他の法人業務のための出勤	10,000円